

平成 30 年度 事業計画

議案第 13 号

平成 30 年度事業計画

【はじめに】

我々の中心業務である不動産登記申請において、これまでの職責と実績を踏まえ、登記官による原資料の確認がなくとも登記の真実性が担保されることを前提とした、資格者代理人方式が創設される予定である。これは、政府のIT戦略、官民データ活用推進基本計画等における申請人の負担軽減や利便性の向上、行政手続における業務コストの削減、オンライン利用原則化といった基本方針を踏まえてのことである。不動産登記手続は大きな転換期をむかえているが、我々司法書士にとって大切なことは、本人・登記原因・登記申請意思等の確認をこれまで以上に適正・確実にいき、実体的権利関係を的確に把握し、登記の真実性の確保を図ることである。そのためには、業務の質をさらに高めるための研修事業を充実させ、法務局とも連携して会員がオンライン環境に沿う業務体制を維持出来るようサポートする必要がある。新たな運用に対して会を挙げて万全の体制で取り組むことが、社会の信頼に足る専門職としての地位を確立することにつながるものと考え、下、司法書士の業務基盤ともいえる不動産登記手続のより一層の充実を図っていく。

裁判業務については、民事および家事事件への司法書士関与率向上のために、総合相談センターをはじめとする様々な相談事業における継続相談を受任につなげたい。そのためにも、相談事業全般に対する広報活動を今後も推進する必要がある。また、成年後見制度の利用促進においては、既に閣議決定された成年後見利用促進基本計画の中で、とりわけ権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが平成33年度までに段階的に進めることとされている。当会では、これらのネットワークの一員として、関係機関と協議を始めたところである。今後は、権利擁護の一翼を担う司法書士として、行政機関や関係団体と共に後見制度の利用促進に向け取り組みたい。

そのほかにも、近時、司法書士に求められる分野は多岐にわたるが、相続遺言分野では、法務局との強い連携を背景に、法務局内部での相談ブースの設置や、市民向けシンポジウムの共催、今年度は初の試みとなる九州一斉の相続登記はお済みですか月間を実施することとしている。これら以外にも各自治体の空家等対策協議会への参加や相談事業の実施、講師派遣等を、引き続き力を入れて取り組むことにしている。

司法書士制度は一部の会員のみで創るものではなく、会員一人ひとりの真摯かつ適正な業務遂行が実績となり、社会の信頼を勝ちえることで創り上げていくものである。これからの司法書士業務や司法書士制度を実りあるものにするためにも、会員業務をサポートできるよう事業体制をさらに整備していく所存である。

【重要テーマ】

相続、遺産承継業務の推進

人口が減少し、超高齢社会となっている現在、空き家問題や、所有者不明土地（相続登記未了）問題が、国を挙げての重要な政策課題となっている。当会では「相続といえば、司法書士」のスローガンの下、ここ数年にわたり相続業務の推進をメインテーマとして位置付けている。そのため、相続登記未了問題への対応として、福岡法務局との「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」での連携や、福岡県との「相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定」の締結など、今年度も積極的に法務局や自治体、各種団体等との連携・協力を強めていく。また、相続登記未了問題では、単なる登記手続として関与するだけでなく、相続財産管理人や不在者財産管理人として関与する場面も多い。そこで、財産管理人としての能力向上のために研修の充実を図り、司法書士を積極的に活用していただくよう関係団体への働きかけを行いたい。

これまで、登記業務、成年後見業務、裁判関係業務など複合的な業務を経験する中で、我々は独自の高い専門性を磨いてきた。今後は、それを生かすことにより、暮らしの中の法律家として相続登記のみにとどまらず、高齢者へのサポートとしての相続・遺言手続やグローバル化の中での涉外相続手続、中小企業における事業承継・遺産承継のツールとして関心が高まっている民事信託手続などでも、十分活躍することが可能である。社会のニーズを敏感にキャッチし、常に研究や研修を怠らず、社会インフラとして司法書士業務の充実を図り、相続、遺産承継業務をさらに推進したい。

相続、遺産承継業務を会員の受託へと繋げるには、相続手続が司法書士業務であることや、司法書士総合相談センターの存在を市民に幅広くPRすることが重要である。また、法定相続情報一覧図の写しは司法書士の相続業務において様々な場面で活用されることが予想される。法定相続情報証明制度の広報や相続登記未了問題の解決に取り組むことで、今年度はさらに相続の専門家としての地位を固めたい。

【重要テーマ】

登記オンライン申請手続の推進について

平成29年9月15日付、福岡法務局民事行政部主席登記官（不動産登記担当）発出文書において、オンライン申請における登記原因証明情報の補正処理の取扱いが緩和される旨の通知がなされた。それを受け、会員のオンライン申請に対する抵抗感はかなり薄れてきたのか、統計上でも、同年10月以降のオンライン申請率は、県下のすべての法務局においてははっきりと上昇傾向に転じている。

その状況下で、現在、政府ではIT国家戦略や規制改革推進の掛け声の下、登記制度についても様々な検討がなされている。法務省は、さらなる完全オンライン化をめざし、資格者代理人の登記申請および官公署の登記嘱託については、登記原因証明情報や添付書面を電磁的記録（PDFファイル）の提供のみ行い、原本の提供を不要とする「添付情報の特例の創設」（以下、資格者代理人方式 という）が検討されている。ただし、検討されている資格者代理人方式については、司法書士の権限と責任が不明確なところがあり、さらに「登記の真実性や不動産取引等の安全性の確保」と「オンライン申請」との両立につき、重要な課題が投げかけられている。この制度導入は、登記制度についてかつてない分岐点であるとも考えられる。

また、登記事務を司る法務局では、調査・記入等の処理について迅速化・自動化を図るために、新登記情報システム「V30システム」（仮称）が平成31年度導入予定で準備されていると聞き及んでいる。このシステム導入により、オンライン申請に対しては大幅に事務処理の迅速化が図られるといわれており、その結果、オンライン申請と書面申請では登記事務の処理時間が大きく異なってくることが予想される。

これらの変革に対し、これまで登記制度を担ってきた我々司法書士は、専門性や倫理観を保ちながら不動産登記制度を見つめなおすとともに、決して受け身になるばかりでなく、法改正や政省令の改正について、対応するとともに意見発信をしていく必要がある。そのために、全会員がオンライン申請に対応できる事務所環境を整え、オンライン申請を日常的に利用する意識を備えることが急務である。今年度は会を挙げて会員のみならず事務職員をも対象としたオンライン申請手続についての研修会開催やフォローアップを充実させていくための情報提供および体制づくりに取り組んでいきたい。

【重要テーマ】

倫理意識の強化

昨今の司法書士を取り巻く社会状況は、目まぐるしい変化を遂げている。特に、空き家・所有者不明土地問題が社会問題化していることもあり、自治体や法務局、家庭裁判所等との連携が強く求められている。また、これに伴う各士業や関連団体との更なる連携・協力も不可欠であろう。加えて今年度内に予定されている登記オンライン申請における資格者代理人方式の実施に伴う司法書士の関与のあり方も、十分に検討する必要がある。

このように社会から求められる司法書士の役割が質的に変化しつつある今、それに応えることにより司法書士制度の更なる拡充・発展を押し進めていきたい一方で、同時に倫理意識の強化をpushしておく必要がある。成年後見業務や債務整理業務での業務上横領事件に見られる法律家としての倫理以前の問題は言うに及ばないが、減少しつつあるとはいえ苦情・綱紀事件が未だ完全にはなくなっていないのも事実である。我々は、この変化の時期に求められる司法書士としての倫理意識を、より強固なものにしなければならない。

そのためには、県・支部開催の会員交流やその他の事業で、会員間のコミュニケーションを深めることを意識していただきたい。それは、人の倫理意識は、人によって磨かれ向上するからである。

そのほかにも、県・支部で開催する各研修会に積極的に参加していただきたい。また、総合相談センター事業をはじめとする相談員登録を積極的にしていただき、さまざまな相談会や出張相談に出向いていただきたい。そのような活動を通して、司法書士同士の活発な情報交換・共有を図っていただきたいと考えている。

総務部

【総務全般】

- 1 福岡法務局内での法務局・司法書士会無料登記相談所について
今年度開設することとなった相談ブースについて、社会事業部と連携して、その運営に当たる。また、法務局と定期的な打ち合わせを行い、運営の改善に努める。
相談ブースは、次のことを主な目的として設置している。
 - (1) 会員の登記業務受託の促進
 - (2) 司法書士会の相談ブースが法務局内にあることによる、他士業の非司行為の抑制
 - (3) 登記と言えば、司法書士との広報福岡法務局内での相談ブースが軌道にのり、登記業務の受託につながるようであれば、支部の意向も踏まえた上で、支局・出張所での開設の可能性もあると考えている。

- 2 不祥事発生時の対応の検討について
昨年度も苦情および綱紀事案の件数は低い水準を保つことができた。これも会員の皆様が日頃真摯な姿勢で執務を行っているためだと思われる。今年度も引き続き下記3の方策によって苦情や綱紀事案の減少に努めたい。
また、不祥事発生時の会の対応は、危機管理上非常に重要である。過去の対応を振り返り、組織として引継書を作成する。

- 3 苦情・綱紀関係について
今年度も以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。
 - (1) 対内用ホームページに苦情事例を随時掲載する。
 - (2) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
 - (3) 研修単位未履修者へ指導を行う。
 - (4) 新入会員へ倫理研修を実施する。
 - (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
 - (6) 会則第102条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

- 4 業務広告調査等
会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

【綱紀調査委員会】

当委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 会長から付託を受けた事項の調査
- 2 会長に対する建議
- 3 委員会の職務に関連する制度、規則、先例等の情報の収集および研究
- 4 会則第49条第4項の規定に基づく意見の申述

【会館建設委員会】

今年度は、完成した新会館の維持管理に関し専門的知識を活用し、以下の事項を行う。

- 1 株式会社鴻池組のアフター巡視・検査に立会い不都合な点があれば改善していく。
- 2 1階のロビーに置く家具の選定を検討する。
- 3 消防設備の検査に立会確認する。
- 4 建物清掃を確認し次年度の清掃方法を検討する。
- 5 建物更新修繕費用の検討を更に行う。

【非司法書士問題対策委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者（以下、非司法書士 という）による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

登記申請手続きについては、本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請が多く行われている。これは我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大きな問題である。放置していれば司法書士の職域が侵食されてしまう。

今年度も職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、近接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

- 1 法務局主催による非司調査への協力に関する提言
法務局主催の非司調査について、携わった会員のアンケートを基に調査方法を検証し提言する。
- 2 非司行為への対応
 - (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。
 - (2) 市民や会員に対し非司行為に関する情報提供を呼びかける。
 - (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反行為と疑われる行為があれば、警告や告発の提言等を行う。
- 3 隣接有資格業者との業際に関わる、司法書士自身を含めた各専門職の職域・職務権限についても理解を深めていく。

所管委員会

【注意勧告小理事会】

【懲戒意見検討小理事会】

【事故処理委員会】

【紛議調停委員会】

【苦情処理委員会】

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

- 1 平成30年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
- 2 平成30年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
- 3 平成31年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
- 4 経理部業務の改善
 - (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行う。
 - (2) 適正かつ効率的な経理処理に関する検討を行い、専門家の関与による改善を図り、県支部での統一的な事務処理体制の構築を推し進める。
 - (3) 当会の収入および支出に関する検討を行う。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

企 画 部

1 業務推進

法務局と連携して相続登記未了問題を解決するため、相続登記促進のための方策を企画・立案する。また、相続・遺言教室の運営管理を行う。

2 会員支援

会員交流のための方策を企画・立案する。

研修会等を利用した会員間交流サポート企画を検証し、引き続き会員間での新たな交流の促進方法を企画・実施する。

また、昨年度に引き続き、障がい者への対応をサポートする企画を検討する。

3 会務のあり方の検討

委員会のあり方や会務の効率化など、会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を作るための分析や企画・立案を行う。

4 司法過疎開業支援

司法過疎地での開業支援等を通じて、司法アクセスの拡充を図る。

5 災害対策

熊本地震災害および平成29年7月九州北部豪雨災害対策に関する事業を今年度も引き続き実施する。

6 成年後見制度推進

成年後見制度利用促進計画に基づく地域連携ネットワーク構築に向けた行政および三士会（当会、福岡県弁護士会、福岡県社会福祉士会）の動きに対応する活動を企画するとともに、成年後見制度利用促進に向けた地域包括窓口委員対象の説明会兼研修会等を企画する。

7 その他

社会情勢の変化等に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、都度企画・立案する。

【法教育・市民法律講座推進委員会】

1 活動目的

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、法律講座等 という）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として、以下の事業を行う。

2 具体的活動

(1) 法律講座等のデータ分析および法律講座等リストの更新

過去の法律講座等のデータを分析し、当会および支部の講座開催に役立つ情報を提供する。

また、今年度の「法律講座等リスト」の更新を行う。

(2) 新規分野の授業内容の検討

労働問題、SNS等、当会での開催実績が少ない分野および被害の実態に即した消費者教育の授業内容について検討する。

(3) 支部事業のサポートおよび講師養成

支部事業のサポートとして、支部からの要請に応じて講師の派遣を行う。また、法教育の講師を養成する講座等を開催する。

(4) 法教育イベントの開催

法律専門家ではない市民が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるためのイベントを開催する。

【中小企業支援委員会】

1 活動目的

最新の法改正や時勢に合った企業法務の研究のほか、講師派遣事業を活性化すべく、新しいテーマを発見し、講義内容の充実をはかる。また昨年度に引き続き司法書士による企業法務、登記手続きだけではなく中小企業支援をPRすることで、対外的には司法書士による企業法務への関心を、対内的には企業法務への関与を深めることを目的とする。

(1) 対外活動

司法書士が会社・法人登記の専門家であること、簡裁訴訟代理業務や司法書士法第3条第1項第4号の書類作成業務なども行い、中小企業に関する法律知識に精通した専門家であることをPRし、司法書士による企業法務を積極的に広める。また、そのために関係各所・隣接士業との連携を深めるため、セミナーへの講師派遣なども積極的に行う。

(2) 対内活動

商業登記に関する情報や当委員会の活動を発信し、企業法務への関心を高める取り組みをする。

2 具体的な活動内容

(1) 以下の活動を通じて、各関連団体・機関との連携・関係作りを行う。

ア 日本政策金融公庫

当会と締結した覚書をもとに具体的な連携内容を協議する。

イ 福岡商工会議所

セミナー開催などの具体的な連携内容を協議するため、担当者への訪問を行う。

ウ 福岡市

今年度も福岡市の創業支援拠点として設置された「スタートアップカフェ」における専門家相談個別相談DAYが企画されれば、「スタートアップカフェ」に引き続き相談員を派遣する。また、セミナー開催を定期的に行い、カフェ訪問者や相談者への情報発信を行う。

(2) セミナー・学習会等の講師派遣

企業、専門職団体、中小企業支援・創業支援を行う関係団体のセミナー等へ講師を

派遣する。

(3) 司法書士の商業登記申請への関与率向上にむけた取り組み

商業・法人登記業務に関連するテーマの研究を行い、対内用ホームページの掲示板等を利用し『委員会だより』として継続発信する。また、対外活動によって得た会員に有用だと思われる情報を提供する。

【裁判業務推進委員会】

1 活動目的

会員の裁判業務推進を目的として、以下の事業を行う。

2 具体的活動

(1) 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、一般民事事件（代理業務、裁判書類作成業務）、家事事件に関する研究、事例検討会や研修会の企画・運営を行う。また社会情勢に応じて、相談会の企画・運営を行う。なお、近時、銀行カードローン等の多重債務に関する相談が増えている状況を踏まえ、業務の推進・執務の適正化双方の視点から研修等を実施する。

(2) 裁判所との連絡・交渉

会員より定期的に意見募集を行い、適宜、簡易裁判所、地方裁判所および家庭裁判所と協議を行う。また、各研修講師依頼等の窓口を担う。

(3) 少額事件報酬補助制度・書類作成相談助成制度の実施

少額事件報酬補助制度の利用促進を図ることにより、法的支援の必要な市民の救済につなげる。

また、新たに書類作成に関する相談料の助成に関する制度を実施し、会員の業務推進を支援する。

(4) 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討する。

(5) 関連団体とのネットワーク構築

関連団体（消費生活関連）との連携により、裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努める。

【空家等対策委員会】

1 活動目的

根本的解決策がまだ見出せない空き家問題について、県や市町村をはじめ他の関連団体や地域と連携して取り組み、司法書士の職能を活かした「まちづくり」「地域再生」に貢献する。

2 具体的活動

(1) 相談体制の構築・強化

空き家問題相談員名簿に基づいて、相談に対応するだけでなく、実際に各市町村の会議体への委員推薦や行政や他団体が実施するセミナーや相談会への相談員派遣を行う。そのために相談員に役に立つ情報提供やバックアップ体制を充実させる。

(2) 行政機関、他団体との連携強化

引き続き福岡県空家等対策連絡協議会への参加、その他県や市町村の空家等対策事業に積極的に関与する。また、行政だけでなく法務局や福岡県土地家屋調査士会など他の専門団体と協同して取り組むことで、より効果的な空き家対策を検討する。

(3) 組織体制

昨年度配置した地区委員について、実際の市町村からの要請に応えられるように行政とのパイプ作り等の体制作りを行う。また、県の他の部会・委員会との連携も視野に入れ、当会独自の空き家対策を検討したい。

【特別事業対策部】

1 活動目的

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置している。業務推進、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応にあたり、必要に応じて、関係部会・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

2 具体的な活動内容

(1) 相続財産管理制度推進室

ア 活動目的

福岡県と締結した「相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定」に基づき、福岡県と連携して空き家問題に対する財産管理制度の利用促進につながる取り組みを行う。

イ 具体的活動

① 市町村担当者向け研修会の実施および福岡県との連携強化

昨年度に福岡県主催で開催した「財産管理制度に関する勉強会」が好評であったため、今年度も市町村担当者に相続財産管理制度についての理解をさらに深めてもらい、制度利用を促すための勉強会を実施する。

また、このほかにも財産管理制度利用促進を図るための方策を福岡県と連携して検討する。

② 会員向け研修会の実施

空き家対策としての相続財産管理人業務の理解向上と相続財産管理人候補者名簿登載会員の知識向上のために、会員向け研修会を実施する。

(2) オンライン申請・法定相続情報証明制度推進室

ア 活動目的

オンライン申請率向上の具体的対策と並行して、今年度施行予定である「資格者代理人方式による不動産登記申請」制度の導入の際の利用促進および会員の執務

支援を行う。

法定相続情報証明制度に関しては、引き続き制度広報を中心に行いながら、会員の利用促進および相続登記推進へとつなげていく。

イ 具体的な活動内容

以下の活動を通じて、各関連団体・機関との連携・関係作りを行う

① 現行のオンライン申請特例方式

引き続き会員の利用率向上へ向けて、株式会社リーガルの協力の下、研修会を開催する。また、登記原因証明情報の運用や実務上の課題に関して、法務局との協議会を通じて、その改善および啓発に行っていく。

② 資格者代理人方式による不動産登記申請

新たな制度導入の際の会員の執務支援のため研修会や情報提供を行っていく。

③ 法定相続情報証明制度

対内用ホームページの掲示板を活用して、利用に関する質問の受付や情報提供を行い、法務局への意見発信等につなげる。引き続き九州北部税理士会と連携を図りながら、相続手続推進を中心に制度広報を行う。

広 報 部

昨年度に引き続き、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度のアピールに努める。とりわけ当会の中核機関である「司法書士総合相談センター」の認知度向上に努め、電話相談や司法書士の紹介などの件数増加に繋げることに力点を置いて広報活動を行う。

また、昨年度施行された法定相続情報証明制度や、社会問題化している所有者不明土地問題のように、法務局や行政との連携が必要な事業については、広報上でも連携を検討し、より効率的な広報活動に努めたい。

さらに、支部との関係においても、一斉相談会の広報をはじめに、県・支部双方の負担を軽減し、より効率的な広報活動を行うことができるよう検討を続けていく。

1 リーフレット・チラシなどの広報物制作およびその配布について

司法書士制度、総合相談センター、相続・遺言、各種相談会といったイベントの広報ツールとしてリーフレットやチラシ等を制作し、多くの市民の手に届くように効率等も考えた上で工夫し、配布する。

2 テレビCM等の有料広告について

昨年度行ったテレビCMや新聞広告を継続して行うとともに、自治体のコミュニティビジョンや各種相談会での広報効果が高い自治体広報誌への有料広告の掲載等を検討する。

3 対外用ホームページ等について

市民のアクセスのしやすさ、使いやすさ、分かり易さを追求するとともに、当会の公式フェイスブック等のSNSも活用し、「司法書士」の知名度向上に力を入れる。

4 マスメディアや行政、団体等との関係構築

空き家・所有者不明土地問題を通じた行政との連携や福岡法務局との協働事業「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を核に、行政機関とのより一層の関係構築に努める。マスメディアとの関係においては、司法書士の取り扱う業務や当会のイベントのうち、ニュース性のあるものを積極的にリリースし、テレビや新聞で取り上げていただくことにより市民に対して司法書士制度をアピールできるように努める。

5 会報「ふくおか」の発行について

県・支部の活動、会員の意見、業務体験や司法書士制度に関する新しい情報についての記事の充実を図りたい。また、他会や他団体の会報誌を参考にする等、会員により興味を持っていただけるような内容の検討を継続して行う。

研修部

1 業務研修会

昨年度同様、年3回開催する。

資格者代理人方式の運用開始に合わせて、制度の概要や留意点に関する研修を行うほか、重点事業である相続・遺産承継業務に関する研修や、司法書士の業務に直結し、かつ時機を見て必要と思われる研修を行う。

2 倫理研修会

司法書士の執務改善、司法書士倫理、司法書士制度等をテーマにした倫理研修を、年2、3回程行う。

3 年度末研修会

年度末に、司法書士業務を遂行する上で必要となる司法書士倫理を中心とした知識やスキルを養う研修会を開催する。

4 司法書士実務研修会

年3回の業務研修会とは別に、司法書士の業務に関わる、憲法、民事実体法、不動産法、会社法、各種法人法、裁判業務、消費者法、渉外法務等の研修を、平日夜に年4回程度開催する。

5 年次制研修会

日司連主催の研修であるが、研修会の開催・運営については例年支部に協力いただいている。

当研修は、ディスカッションを中心とした義務研修である。当会は受講機会を多く設けており、対象会員には是非参加いただきたい。

6 九州大学司法研修講座

昨年度同様、九州大学より講師をお招きし、年2回の日程で研修会を開催する。

また、今年度は、研修開催以外の新たな連携方法について具体案をまとめ、同大学に提案の上、協議を進めていく。

7 司法書士事務職員研修会

例年開催している事務職員向け研修会を1回開催する。

研修内容は、昨年度のアンケート結果を踏まえ決定するが、資格者代理人方式に関する研修は必須であると考えている。

また、九州ブロック内の単位会や近隣の単位会にも開催案内を行う予定である。

8 日司連主催研修会同時配信研修会

今年度も会館を使用し、日司連中央研修所が行っている同時配信研修会を積極的に取り入れていく。

9 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催研修

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との連携の一環として、共催研修を行う。

10 オンデマンド研修動画配信

オンデマンド研修動画配信（Ken Tube）であるが、運用開始以来、利用会員から多くの好意的な意見をいただいている。今年度も引き続き、本システムの登録会員数の増加を目指す。また、アンケートを通じて、より多くの会員からオンデマンド研修の今後の運用のあり方やシステムの改善点等について意見をいただきたいと考えている。

なお資格者代理人方式の運用開始時期によっては、運用開始前の集合型研修会の開催が困難となる場合も想定される。その際は、運用開始前のタイミングで上記方式に関する研修会をビデオ収録し、オンデマンド配信することとしたい。

【新人研修委員会】

1 登録前新人研修に関するもの

例年どおり、次の内容にて行う予定である。

- ・新人に関する研修の説明会実施
- ・集合研修（開講式）
- ・配属直前研修
- ・配属研修
- ・集合研修（閉講式）

2 登録後新人研修に関するもの

今年度は、登録後研修も4期目に突入するため、更なる改善を図りながら、運営を行う。具体的には、3回の集合研修（集合型研修）および各支部の部会・委員会への配属研修（実地型研修）を行う。

社会事業部

1 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会の相談事業の中心である総合相談センターの運営について、支部と連携し事業の協働ならびに支援を行う。

(2) 司法書士の日記念相談会

8月3日の司法書士の日になみ、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。8月4日(土)を予定し予約優先制として行う。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部との共催で、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。9月22日(土)を予定し、予約制として行う。

(4) 遺言相続事業の継続

平成25年度以降重点的に取り組んできた遺言相続に関する事業について、他の事業部と連携して取り組む。

(5) 貸借トラブルホットライン

毎週月曜・水曜の16時から18時まで、貸借トラブルに関する無料電話相談を開催する。

(6) 他士業との合同相談会

より充実した相談事業を行うため、また関連団体とのネットワーク構築の意味でも、他士業との合同相談会を企画したい。

(7) 総合行政相談・一日行政相談所・福岡市市民相談室

九州管区行政評価局や福岡市と連携し、各相談事業への相談員派遣を継続して行う。

(8) 法務局休日相談所

法務局主催の全国一斉休日相談所へ、相談員の派遣を行う。

(9) 法務局・司法書士会無料登記相談所

福岡法務局に設置される司法書士の窓口相談ブースの運用を行う。

(10) 日司連主催の相談事業

日司連が主催する全国一斉の相談事業について、検討・企画する。

2 法務局と共催のセミナー・相談会

相続登記推進への取り組みとして、福岡法務局と共催で、市民向けのセミナー・相談会を開催する。

3 相続登記推進事業への対応

今年度予定されている法務局の相続登記推進事業に関し、連携して相談窓口の検討・企画を行い、必要に応じて相談会の実施または相談体制の整備等を行う。

4 関連団体、関係機関との連携強化

外部の関連団体、関係機関との情報共有や連携強化によりネットワークの構築を図り、社会情勢に対応した活動ができるよう努める。

5 災害関連相談

平成28年熊本地震に関し、被災県単位会の要請を受けて被災者支援のための相談事業を実施する。また、平成29年7月九州北部豪雨に関し、被災者支援のための相談事業を実施する。

6 その他

司法書士として対応すべき社会問題に対し、時機に応じた相談会等の企画を検討する。

【高齢者・障がい者権利擁護委員会】

当委員会の活動は、窓口委員制度の維持・活用をベースとしてその活動の広がり、深まりをもって高齢者・障がい者の権利擁護に寄与し行政・地域包括支援センター等各種関係機関との連携協働、ネットワーク構築を目指している。今年度も基本的には昨年度と同様の事業を継続し、迅速かつ質の高い対応ができるように窓口委員体制を支援し、ひいては当会および司法書士制度の周知、信頼獲得につながるよう活動していきたいと考えている。

- 1 昨年度より継続して行っている『成年後見 こんなときQ&A』の改訂作業を引き続き行う。上記冊子は広報資料として、また成年後見制度に関する講座の資料として活用することを予定している。
- 2 9月に開催される高齢者・障がい者のための成年後見相談会について、窓口委員を通じて広報を行う。
- 3 窓口委員向けのマニュアル等を策定し、窓口委員がその活動を理解して積極的に働きかけができるよう支援する。また、窓口委員活動を紹介するリーフレット等を作成し、地域包括支援センター等窓口委員と連携する機関に対してその活動の周知を図る。
- 4 成年後見制度利用促進計画に関連し、各種協議会や機関設置等について相談・要請があった場合には、窓口委員を派遣する等の対応を行う。成年後見制度利用促進計画への対応は行政によってばらつきがあるため、臨機応変に対応したい。また、活動の際には公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートや弁護士会、社会福祉士会などとも協働して行う。

【司法福祉推進委員会】

1 自死対策

(1) 自殺未遂者・念慮者への支援

ベッドサイド法律相談事業は着実に市民に浸透しており、引き続き事業の周知を図り、自殺未遂者等に対する支援を拡大していく。

(2) 自殺総合対策大綱への対応

平成29年に見直しとなった自殺総合対策大綱にて、専門家としての司法書士の役割について言及された。新たな指針に基づき、司法書士として行うことのできる自殺対策について検討を行う。

(3) 相談会への相談員派遣

自治体や保健所と連携し、各相談会へ相談員を派遣する。

2 生活困窮者等への支援活動

(1) 福津市への相談員派遣

福津市との連携で家計相談員を派遣する事業を引き続き行う。

(2) 年末相談会・生活保護電話相談会の開催

ホームレス・ニアホームレスを対象とした年末相談会および生活保護に関する電話相談会を今年度も開催する。

(3) 生活保護申請同行支援の推進

経済的困窮者の救済支援事業を実施し、会員への助成を行う。

(4) 生活困窮者自立支援に関わる関係者との合同研修会

経済困窮者自立支援の拡大に向け、関係者との合同研修会を企画し、情報交換および交流を図る。

3 更生保護施設入所者への支援

(1) 更生保護施設での法律相談会

湧金寮（北九州）での定期相談会を引き続き行う。

(2) 司法書士による更生サポートダイヤル

相談件数の増加を目指し、広報活動等を引き続き行う。

4 その他

司法書士業務の中で出会う可能性のあるDV問題について、会員が適切な対応をとることができるよう、研修会を実施する。

【ADRセンター運営委員会】

当センターは平成22年に裁判外紛争解決手続（ADR）機関として法務大臣の認証を得、一般市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。

平成27年6月より利用料を郵送代の実費のみとし、手数料を無料として運用している特例の期限が平成31年3月31日までとなっている。そのため、今年度は利用料規定を見直すとともに、当会のADRセンターの認知度をより向上させ、さらなる利用促進を図ることを目標としたい。また、対話促進型調停の実施、また専門的知見を活かして紛争の実情に即した迅速な対応と紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、今年度、以下のとおり事業を行う。

1 ADRセンターの運営

規則・規程に基づいて、誠実にかつ柔軟に紛争解決ができるよう運営を行っていく。また、福岡全域どこでも、調停の開催希望に対応できるよう手続実施者の増加や調停開催場所の確保を目指す。

2 広報の充実

(1) 当センターを案内するチラシを各種団体・自治体等に配布する。

(2) 各種団体・自治体等へチラシ等持参し、セミナーを行うなどADRの説明や広報を行う。

(3) ADR向きの事案がイメージしやすくなるように特定の事案に特化した広報を行う。 なお、今年度も引き続き「不動産のトラブル」を中心に行う。

(4) 広報用DVDや広報ツールを活用する。

(5) 各種相談会に当委員会の委員が参加して、ADRの利用を積極的に促す。

3 ADR研修会および事例検討会の開催

事案の増加に伴い、手続実施者の能力担保を目的とした研修会を多く開催する。例年通り2日間にわたる基礎研修会を開催し、手続実施者名簿登載者の増員を目指すほか、当センターが取り扱った事案についての事例検討会を行い、事案についての検討考察を行うことによって、今後の紛争解決に活かしていく。多くの会員に手続実施者として当センターの運営に関わっていただけるよう、また相談者に当センターの利用を薦めていただけるように、魅力的で充実した研修会・事例検討会を開催したい。

総合研究所

以下の各研究所において、会長諮問に従い、研究を行う。

全ての研究所において講師派遣に対応しているので、県・支部の研修会において、活用いただきたい。

【不動産登記研究会】

- 1 オンライン申請資格者代理人方式について研究する。
- 2 法定相続情報証明制度について研究する。
- 3 各所からの講師派遣の要請に対応する。

【相続法改正研究会】

- 1 平成30年3月13日に閣議決定され、第196回通常国会へ提出された「民法および家事事件手続法の一部を改正する法律案」、いわゆる相続法改正について、司法書士業務に影響のある分野について調査、研究する。
- 2 各所からの講師派遣要請に対応する。

【司法書士法研究会】

- 1 司法書士法改正について研究する。
- 2 法定相続情報証明制度について研究する。
- 3 相続人調査業務について研究する。
- 4 オンライン申請資格者代理人方式における職責について研究する。
- 5 各所からの講師派遣要請に対応する。

【憲法研究会】

- 1 戸籍制度の全体（戸籍法や制度の変遷）について研究し、司法書士が戸籍の調査業務において注意すべき点を提言する。
- 2 司法書士が行う本人確認で求められる公的証明書や戸籍調査とプライバシー問題の研究をする。
- 3 各所からの講師派遣要請に対応する。